

三重県新型コロナウイルス感染症対応指針（素案）

現時点における県の対応状況や政府の対処方針等に基づき作成しているため、今後の状況変化により修正する場合があります。

1 実施体制

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、全庁が一体となって対策を推進している。発生状況や課題に対し柔軟に対応しながら、引き続き、国、市町、関係機関等と連携し取り組んでいく。

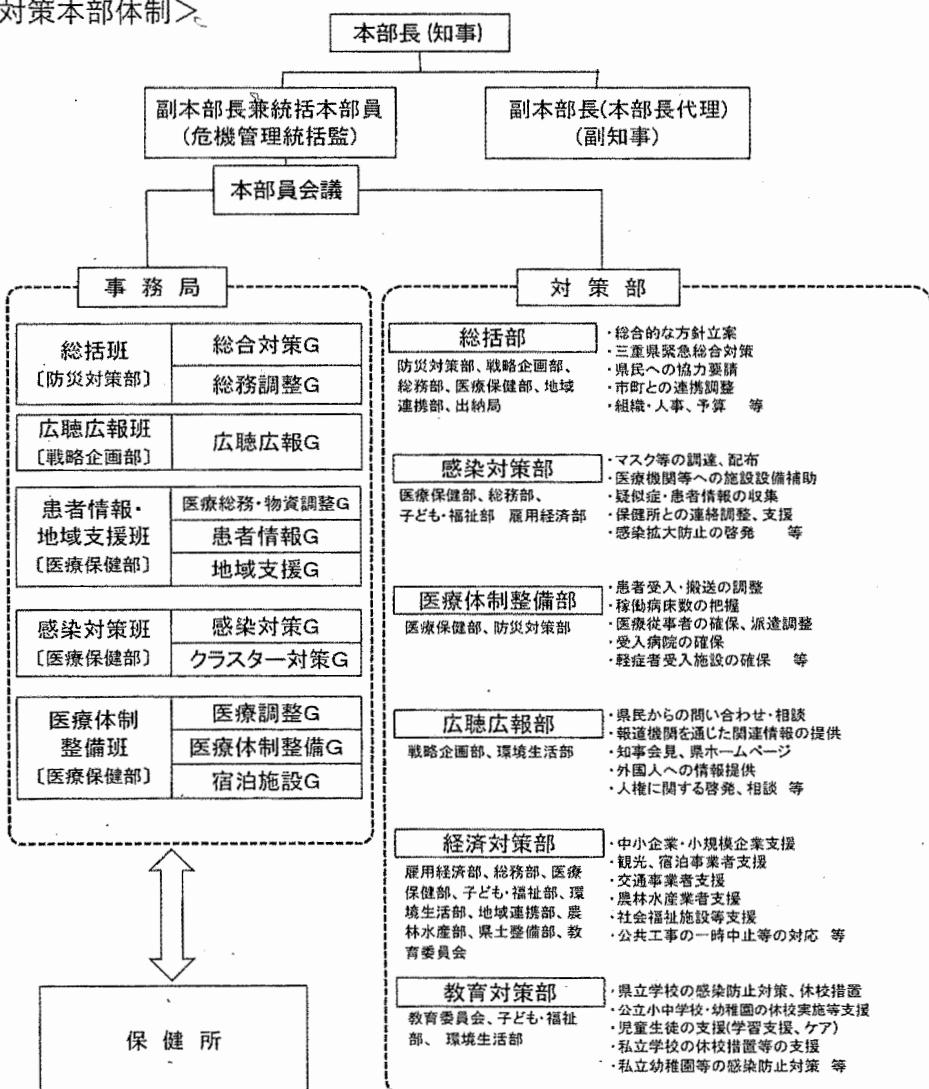
(1) 対策を通じた課題等

- ・現在運用中の対策本部（事務局）や保健所に対する全庁的な職員応援の仕組みの継続
- ・応援職員は一定期間で交代するため業務内容に応じて専任職員等の配置

(2) 今後の対策

- ・現在の全庁的な対策本部（事務局）体制および職員応援体制の継続
- ・保健所の即応体制の確保のため、全庁的な職員応援、民間事業者との連携、外部人材の活用の継続
- ・特にクラスターが発生した際には、対策本部から保健所や現地へ職員（クラスター対策グループ）を派遣するとともに必要に応じて国のクラスター対策班へ派遣要請

<対策本部体制>



2 サーベイランス・情報収集

適時適切な対策を実施するため、さまざまな情報を収集・分析し判断につなげるとともに、継続的なサーベイランスを行い、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元していく。

(1) 対策を通じた課題等

- ・適切な感染対策につなげるため、県内発生状況の継続的な情報収集および分析
- ・検査手法等が新たに追加される場合の取扱方針の早期策定
- ・今冬のインフルエンザシーズンを見据えたサーベイランス体制

(2) 今後の対策

○情報収集

- ・国内外での発生状況・対応について、引き続き必要な情報を収集

○サーベイランス

- ・感染患者の全数把握、疑似症サーベイランス、インフルエンザ定点における追加調査、学校等欠席者・感染症情報システム等による地域における流行状況の把握
- ・感染患者の臨床情報の収集および医療関係者へ症状や治療等に関する情報を迅速に提供
- ・国内の発生状況に関する情報等を基に国と連携して必要な対策を実施

○調査研究

- ・感染患者への積極的疫学調査を行い、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析
- ・クラスター発生時、県クラスター対策グループや厚生労働省クラスター対策班の派遣により感染拡大を防止するとともに、特徴等について情報を収集・分析し、関係機関へ情報提供
- ・サーベイランスや積極的疫学調査などで得られた情報によるリスクアセスメントの実施

3 情報提供・共有

国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動が取れるよう、適切な情報共有および情報を受け取る側の反応の把握までも含んだ双方向のコミュニケーションを行う。

(1) 対策を通じた課題等

- ・感染症対策などについてより分かりやすい情報提供
- ・市町と連携した情報発信等を効果的に行うため、より密接な情報共有
- ・コールセンターや県民の声などに寄せられた意見の分析・評価およびその活用
- ・医療従事者や感染者、その関係者等への差別や誹謗中傷に対する人権配慮の呼びかけ

(2) 今後の対策

- ・県内外の発生状況、県の医療提供体制、具体的な感染対策等を、多様な媒体・機関を活用し、迅速にわかりやすく情報提供
- ・迅速な方針伝達、対策実施等のため、市町や関係機関等との情報共有の強化
- ・コールセンターへの問い合わせ等をふまえて、必要とされている情報を提供
- ・根拠が不明な情報に基づく行動の自粛など、適時適切な情報発信

- ・医療従事者や感染者、その関係者に対する不当な差別、偏見、風評被害等が発生しないよう県民への呼びかけ、相談窓口の周知

4 予防・まん延防止

まん延防止対策には、個人や社会・経済活動に影響を与える面もあることをふまえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、状況の変化等に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・廃止を行う。

(1) 対策を通じた課題等

- ・発生段階に応じ県がとるべき対応の事前検討
- ・近隣府県で感染が拡大した場合に備えた連携強化
- ・空港検疫に係る情報の積極的収集

(2) 今後の対策

- ・感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）、濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を実施
- ・市町や近隣府県と連携し、県民、事業所等に対し、基本的な感染対策を強く勧奨
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策を要請
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の徹底を要請
- ・まん延防止にかかる対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、団体や個人に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく協力の要請（感染対策の徹底、移動自粛など）
- ・国の水際対策に必要な協力をうるとともに、国や関係自治体と対応等に係る連携を強化

＜緊急事態宣言時の措置の例＞

（県民）

- ・特措法第24条第9項に基づく自粛要請（県外への不要不急の移動、クラスター発生施設等の利用の自粛）
- ・県内の感染状況に応じ、特措法第45条第1項に基づく要請（生活の維持に必要な場合を除く外出制限、基本的な感染対策の徹底等）

（学校、社会福祉施設等）

- ・特措法第24条第9項に基づく要請（感染対策の徹底）
- ・県内の感染状況に応じ、特措法第45条第2項に基づく要請（施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等））

（学校、社会福祉施設等以外の施設）

- ・特措法第24条第9項に基づく要請（感染対策の徹底）
- ・感染拡大につながるおそれがあると判断された施設に対し、特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限を要請。正当な理由なく本要請に応じない場合は、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限を要請

5 医療

医療の提供は、県民の安心・安全に必要不可欠であり、社会・経済活動の土台となる。ウイルスの特性が解明されるにつれ、必要な対応も変化していくことから、国の動向も踏まえつつ、感染症患者の診療と一般診療を両立した医療体制を確保していく。

(1) 対策を通じた課題等

- ・構想区域（2次医療圏）ごとの受け入れルール、県全体の受け入れルールを柔軟に運用するための関係者間での継続的な情報共有

(2) 今後の対策

○医療体制

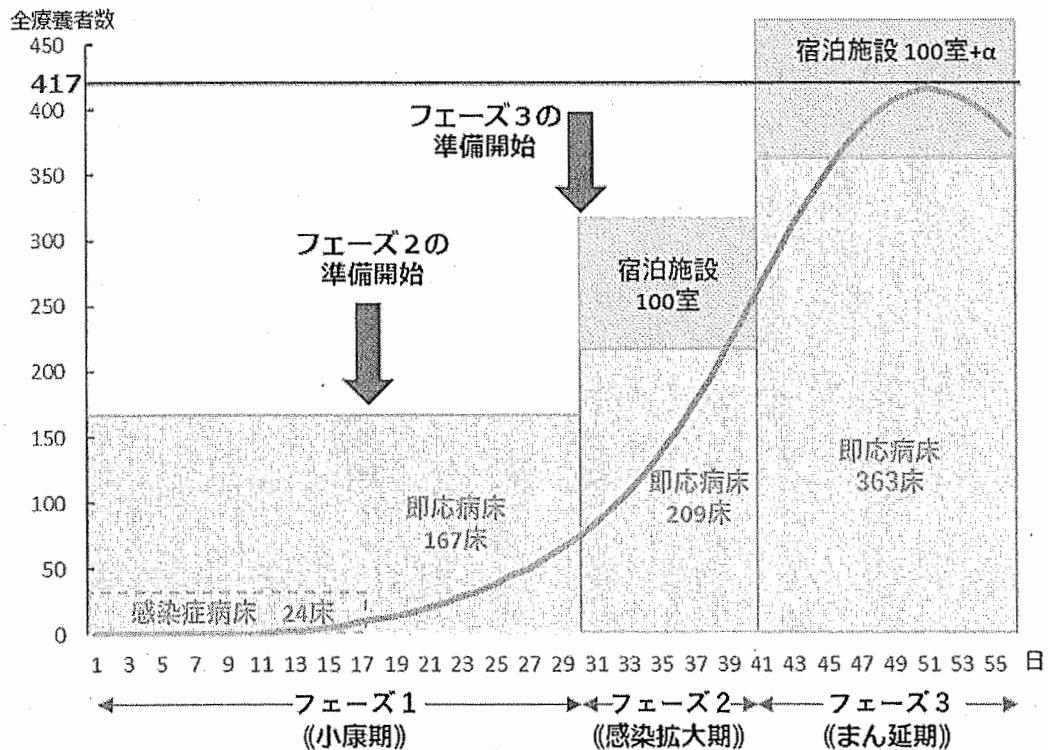
<外来・検査体制>

冬期のインフルエンザの流行期に備え、10月末を目途に体制整備中（整備後記載）

<入院・宿泊療養>

- ・「病床・宿泊療養施設確保計画」に基づき、感染の状況に応じ、次のフェーズを見据えた即応病床の確保の要請、宿泊療養施設を確保

病床・宿泊療養施設確保計画



《ピークの状況》

日数	全療養者数	内入院者数	内重症者数	1日最大患者数 (日数)
51日	417人	274人	40人	32人 (42日)

○医療機関等への情報提供

- ・引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る情報等を医療機関および医療従事者に迅速に提供

○医療用資材

- ・備蓄している医療用資材（個人防護具等）について、G-MIS等を活用し各医療機関の在庫の状況等を把握しながら、必要に応じて配布

6 県民生活および県民経済の安定確保

県民生活および県民経済への影響を最小限にできるよう、県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づく対策を講じる。

（1）対策を通じた課題等

- ・県内事業者における感染拡大予防ガイドラインの実践等による感染対策の徹底
- ・イベント開催における参加人数などの開催制限、相談窓口の周知
- ・十分に供給が賄えている物資の買占めを控えるなど、事実に基づいた冷静な対応の呼びかけ

（2）今後の対策

- ・県内の事業者に対し、従業員の健康管理及び職場における感染対策の徹底、在宅勤務制度の導入、オンライン会議等のツールの活用、時差出勤、自転車通勤など、人との接触機会を減らす対策を講じるよう引き続き要請
- ・県内の事業者に対し、感染拡大予防ガイドラインに則った感染対策の徹底を要請
- ・感染状況に応じたイベント開催制限の実施、相談窓口における丁寧な対応
- ・県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請

＜緊急事態宣言時の措置の例＞

- ・電気、ガス、運送、電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、必要な措置を実施
- ・水道、水道用水供給、工業用水道事業者である県、市町、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、必要な措置を実施
- ・市町に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）等を行うよう要請

※その他、緊急物資の運送等（特措法第54条）、物資の売渡しの要請等（特措法第55条）、生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）などの要請等を記載

7 ワクチン

新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、現在、国において、開発支援や生産体制の整備を実施しており、必要量の確保に向けて動いているところであるため、今後、国の方針に基づき接種体制の整備等を進めていく。